

令和5年9月14日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について

九州経済産業局から、ハヤシカネエネルギー株式会社（法人番号 6310001001605）、西九州ガス株式会社（法人番号 5310001006266）、有限会社山田プロパン商会（法人番号 9310002005858）、株式会社東洋ガス（法人番号 5310001002620）、株式会社ホルス（法人番号 6310001000920）及び株式会社富士プロパン（法人番号 4310001001895）による指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第47条の6第1項第3号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20230905九州第19号
令和5年9月14日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について
(回答)

令和5年9月5日付け20230831九州第6号により貴職から当委員会
に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可につい
ては、認可することに異存はありません。